

5. 専門分野の学び方(昼間コース)

憲法の学び方

[1回生1学期]

憲法入門

■内容:憲法/立憲主義の歴史的展開、トピックで学ぶ身近な憲法論

★並行して受講することが想定される科目:法の歴史と思想、生活民法、法解釈の基礎



[1回生3・4学期]

憲法(総論・統治) a, b

■内容:立憲主義の基本構想、憲法史、平和主義、統治機構総論、統治機構各論

★並行して受講することが想定される科目:民法総則、法実務入門、政治思想史

★すでに受講していることが想定される科目:法の歴史と思想、生活民法、法解釈の基礎

国際法入門、現代政治入門、国際政治入門



[2回生]

憲法(人権) a, b, c

■内容:基本権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権、経済的自由権、社会権、参政権、国務請求権

★並行して受講することが想定される科目:行政法総論、刑法総論、会社法

★すでに受講していることが想定される(憲法以外の)科目:民法総則、各種入門科目



各種科目(とりわけ、行政救済法)

※答案作成につき、リーガルライティング演習

★あくまで、平成29年度入学生のモデルケースです。途中でカリキュラムが変更になる場合もあります。

憲法は、公務員試験を受験する際には重要な科目であり、公務員を志望する学生はきちんと履修してほしい。また、法科大学院等への進学を考える上でも基本科目に位置付けられるので、十分に学習しておく必要がある。

もともと、憲法も必修科目ではなく、向き不向きもあるので、無理に憲法の履修にこだわる必要はない。憲法は、国家の基本法であり、あらゆる法分野を理解する上での基本となるというような言説も見られるが、法学としての憲法学は歴史も浅く、歴史のある民法学の習得、公法学の中でも行政法の素養があった方が理解しやすい。その意味では、上記の言説とは逆に、基本的な法学を習得してから学ぶことも一つの取り組み方である。他の法の上位に立ち、その正統性の源泉になっているということが、学習における憲法の優先を基礎付けるものではない。